

令和7年（2025年）度行政評価シート

令和 7 年 6 月 25 日

評価者	環境部長 加藤 隆志
-----	------------

○ 施策の概要

総合計画上の位置付け	分野	3-(3) 生活環境	施策の方針	3-(3)-②快適な生活環境の保全
目標とするまちの姿	快適な生活環境を維持するために、大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害発生を抑制するとともに公衆トイレの衛生管理、ごみの散乱や落書きのないまちの美化活動など、市民・NPO・事業者等、それぞれの自発的な環境汚染防止や海岸の環境保全に向けた活動が進められています。また、動物愛護精神の普及・啓発と有害外来動物の防除に取り組み、動物や自然環境と人の暮らしが調和したまちとなっています。			
主な取組	(1)環境汚染防止への対応 環境調査による大気、水質、騒音等の状況の監視や、法令に基づく事業者等への立入調査を行うとともに、公害発生の未然防止を図るため、事業者等への周知啓発に取り組むことで、環境汚染のない、快適な生活環境を確保します。また、市民一人ひとりが日頃から環境汚染の防止を意識した行動を日常生活や地域活動の中から行えるよう普及啓発を行います。 (2)まち美化活動の推進 市民やNPO 等との協働によるまち美化活動を実施することで、ごみの散乱や落書きのないまちづくりに取り組むとともに、市民のまち美化に対する意識やまち美化活動を発信することで、まち美化活動の担い手の育成をはじめ、来訪者へのごみの持ち帰りなどのマナー向上への取組など、まちの美化に対する意識の向上を図ります。 また、受動喫煙防止の観点から、路上での全面禁煙に向けた取組を進めます。 多くの観光客が利用する公衆トイレの清掃と設備の維持管理を行い、だれもが快適に利用できる環境の維持に努めます。 (3)野生鳥獣等への対応 犬猫等のペットの飼育マナーの向上に取り組む、動物愛護精神の普及・啓発を推進します。また、有害外来動物による被害発生を予防するために駆除を実施するとともに、餌付け等の防止の周知啓発を行い、野生鳥獣の保護を推進します。 (4)海浜の保全と活用 ごみの散乱のない良好な海浜を保つため、海岸清掃を継続して実施するとともに、適正な海岸利用を維持する取組の推進や、漂着ごみ・海中ごみ等の回収及び処分等について、県や関係機関と連携して、その対応を図ります。			

1. 前年度(評価対象年度)の当該施策の目標

①世界的な問題となっている海洋マイクロプラスチック問題に着目し、8市連携による取組や、企業及びタレントなどの協力を得ながらプラスチックごみ削減の普及啓発を進める。
②路上喫煙防止対策として、補助制度を活用した喫煙所の設置を進めるとともに、喫煙者に対する注意・指導も行っていく。
③ごみ屋敷については、改善したケースも含めて引き続き訪問支援を行うとともに、関係部署、関係機関と連携し、再度の堆積防止や新たな案件の予防、早期改善を図る。
④クリハラリス(タイワンリス)の捕獲については、市民に檻を貸し出し捕獲する生活被害防除だけでなく、市が主体的に捕獲する計画的防除を実施し、特定外来生物の対策を進める。

2. 投入コスト

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費	121,496	150,426	138,326	155,576	189,326	
人件費	142,330	149,786	125,640	133,736	132,771	
総事業費	263,826	300,212	263,966	289,312	322,097	0

3. 施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果

重点事業	整理番号	事業名	法定受託事務	事業費(千円)	人件費(千円)	総事業費(千円)	事業評価	貢献度	最終評価
	環境-08	し尿収集事業		5,162	4,786	9,948	現状維持	B	現状維持
	環境-14	公害等対策事業	法定	4,213	29,168	33,381	現状維持	B	現状維持
	環境-15	まちの美化推進事業		76,030	25,235	101,265	現状維持	A	現状維持
	環境-16	海岸清掃事業		16,813	7,865	24,678	現状維持	B	現状維持
	環境-17	衛生・害虫駆除事業		2,829	4,753	7,582	現状維持	B	現状維持
	環境-18	動物愛護推進事業		3,920	16,718	20,638	現状維持	B	現状維持
	環境-19	鳥獣保護管理対策事業		19,994	15,078	35,072	拡充	B	拡充
	環境-20	海浜保全事業		652	7,865	8,517	現状維持	B	現状維持
	環境-28	深沢クリーンセンター管理運営事業		59,713	21,303	81,016	現状維持	B	現状維持

4. 評価対象年度の主な実施内容

①8市連携による海洋プラスチック削減の啓発として、5月30日の「ごみゼロの日」に合わせ、まち、川、海の清掃活動を各市で実施するとともに、令和5年度に作成した啓発動画を用いた啓発を行った。また、本市独自の取組として、本田技研工業株式会社とビーチクリーンを共催し、さかなクンによる環境授業等を通じて、海洋プラスチック削減のための啓発を行った。

②路上喫煙対策として、喫煙所設置の補助制度について周知を図るとともに、具体的な設置場所相談を実施した。また、路上喫煙者について相談のあった大船駅西口においては、早朝、夜間等に注意・指導を毎週実施した。

③いわゆるごみ屋敷については、継続的な支援及び訪問を通じて、不良な状態の改善を図った。(年度当初5件→新規追加1件→年度末3件(解決3件))
また、自治町内会等から相談があったいわゆるごみ屋敷になっていきそうな事案について、訪問・声掛け・相談等を行い、予防措置を講じた。

④生息数増加が懸念されるタイワンリスについて、新たに市が主体となって捕獲する「計画的防除」を開始した。

⑤鎌倉駅、長谷駅、鎌倉駅西口観光案内所等でアニメ「逃げ上手の若君」のキャラクターを用いた啓発用エコナティッシュの配布や、駅周辺の清掃活動を実施し、観光客等へポイ捨て防止と持ち帰り呼び掛けした。

⑥災害時のペット同行避難を円滑に行えるよう、「ペット防災と犬のしつけセミナー」を実施した。

⑦し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る施設の運転及び維持管理を適切に行った。

※実施できなかった事業とその理由

なし

5. 成果指標

成果指標①		まちがきれいに保たれていると感じている市民の割合					出典	市民アンケート調査		
	令和2年1月	年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	単位	備考
初期値	75.2	目標値	77.0	79.0	81.0	84.0	87.0	90.0	%	
		実績値	未実施	77.0	78.6	77.7	81.7			
		達成率	—	97.5%	97.0%	92.5%	93.9%		%	

成果指標②		有害外来動物の駆除件数					出典	所管課調べ		
初期値	平成25年度から平成30年度(平均駆除件数)	年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	単位	備考
		目標値	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	件	令和5年度は市街地への出没が大幅に増えた結果、捕獲数が急増した。
	(タイワリス)	実績値	1,268	1,092	1,193	2,861	2,202			
	1,000	達成率	126.8%	109.2%	119.3%	286.1%	220.2%		%	
成果指標②		有害外来動物の駆除件数					出典	所管課調べ		
初期値	平成25年度から平成30年度(平均駆除件数)	年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	単位	備考
		目標値	150	150	150	150	150	150	件	
	(アライグマ)	実績値	252	244	202	214	204			
	150	達成率	168.0%	162.7%	134.7%	142.7%	136.0%		%	
成果指標②		有害外来動物の駆除件数					出典	所管課調べ		
初期値	平成25年度から平成30年度(平均駆除件数)	年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	単位	備考
		目標値	90	90	90	90	90	90	件	
	(ハクビシン)	実績値	96	81	73	48	52			
	90	達成率	106.7%	90.0%	81.1%	53.3%	57.8%		%	

6.「施策の方針の成果指標」の達成状況等を踏まえた施策の達成状況の分析

成果指標①については目標に届かなかったが、8市連携の取組や神奈川県との共催事業を通じて、市民や事業者が海岸やまちの美化に取り組んでいることを広く発信することができたため、実績値の向上に貢献できたものと考え。

成果指標②については、特に生息数の増加が懸念されるタイワリスについて、新たに市による捕獲を開始したことで、有害外来動物による被害発生の予防に貢献できたものと考え。

まち美化については、引き続き、市民や事業者の協力を得ながら進めることとし、市民や事業者の努力やまちへの愛着により美化が保たれていることを広く発信し、共感・協力していただける方を増やす工夫が必要と考える。

有害外来動物の駆除件数については、目標値を定めているものの出没数が年によって異なるため、目標数に届かない年もあれば目標を大きく上回る年もある。市民から相談があった場合には、職員が現地調査をし、行動経路を確認して、罠の貸し出しや設置、被害防止のアドバイス、鳥獣保護管理法又は外来生物法に基づく捕獲の許可等をしている。令和6年度は生息数増加が懸念されるタイワリスについて、市が主体となって捕獲する「計画的防除」に着手した。今後は捕獲数をさらに増やすための工夫が必要と考える。捕獲した有害動物は市が確実に回収し駆除しており、継続して実施することにより一定の効果をj得ている。

7. 主な実施内容と施策の達成状況の分析を踏まえた評価

※主な実施内容と目標とするまちの姿の関係(達成状況とその理由)

「施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果」における貢献度の分析

屋内型喫煙所の設置推進は、路上喫煙によるたばこのポイ捨てを抑制し、まち美化や海岸の環境保全に寄与する。ポイ捨てされたたばこの吸い殻は側溝や河川を伝って海に流出する。たばこのフィルターは、プラスチックと同様自然界では分解せず、水に入るとふやけてニコチンを吸着した大量の繊維が拡散する。路上喫煙禁止区域を中心にパトロールを実施しているが、規制と同時に吸える場所の確保もさらに進める必要がある。

海洋プラごみ削減に対する取り組みは、8市連携による啓発活動や、クリーンアップ市内一斉清掃、アダプトプログラムなどの活動により、市民・事業者それぞれの自発的な活動が進められ、環境保全のための市民一人ひとりの行動変容を促すことができ、環境汚染防止やまち美化、海岸の環境保全に貢献した。

いわゆるごみ屋敷は、高齢者のセルフネグレクトや堆積者の精神的な疾病の可能性、地域からの孤立など様々な問題を孕んでおり、福祉的な観点から堆積者を支援することにより根本的な問題を解決し、悪臭や害虫の発生などによる周辺の衛生環境を守る取組である。堆積者に対しては生活全般の困り感を解消できるよう支援することと並行し、条例により建物等の不良な状態を解消するよう、指導、勧告、命令などを行う措置の両輪で対応することが必要である。粘り強く訪問と支援を繰り返すことで、結果としては、状況が大きく改善し、その後も維持することができており、快適な生活環境の維持に貢献した。

快適な生活環境の保全のためには、公害の発生抑制、公衆トイレの衛生管理、海岸保全、動物愛護など多岐にわたる事業を市民や事業者との協働の下、継続して地道に行うことが快適な生活環境の維持のために重要であり、地道に取り組んでいることから、貢献度をBとした。

目標として掲げた屋内型喫煙所の整備、海洋プラごみ削減に向けた啓発活動、ごみ屋敷問題への対応は、まちの美化推進事業として実施している。同事業には様々な取組が含まれるが、目標に掲げた取組は事業全体の効果を高める取組であると捉えている。路上喫煙は指導するだけでは際限がないが、吸える場所を用意して周知・案内することで環境改善につなげることができる。鎌倉駅近くの小町通りに喫煙所を1箇所設置でき好評を得ているが、まだ十分ではない。

いわゆるごみ屋敷対策は、堆積者との関係を築きながら排出支援をすることで周辺住民の生活環境の著しい悪化を防ぐことができた。これらを総合的に勘案し、まちの美化推進事業の貢献度をAとした。

8. 今後の方向性

快適な生活環境保全が高い水準で求められている中で、環境基準の問題に至らない近隣の生活上のトラブルも含まれるが、まずは相談・苦情を受け止めて市民に寄り添った対応を心掛けていく。

まち美化は、短期的な成果を求めるものではないことから継続して取り組むこととし、市民・事業者自主的な活動や行政の取組を広く紹介することにより一人ひとりの意識向上につなげていく。

ペットの飼育マナー向上、動物愛護精神の醸成については関係機関と連携し、啓発に努めていく。

なお、技能労務職が退職不補充の中、業務の委託化を進めてきたが、委託可能な範囲は限られており、現在、一般職も対応している害獣虫駆除に関する相談や現場確認、保護や海岸に漂着した海洋動物の死骸への対応(休日や夜間の緊急対応もあり)、非常に不衛生な現場の対応についての持続可能な体制づくりを検討していく。

9. 今年度(評価年度)の目標

世界的な問題となっている海洋マイクロプラスチック問題について、8市連携による取組や、企業などの協力を得ながらプラスチックごみ削減の普及啓発を継続して進める。

路上喫煙防止対策として、補助制度を活用した喫煙所の設置を進めるとともに、喫煙者に対する啓発・指導も行う。

いわゆるごみ屋敷については、引き続き、訪問や支援を行うとともに、関係部署、関係機関と連携し、再度の堆積防止や新たな案件の予防、早期改善を図る。

クリハラリス(タイワンリス)の捕獲については、市が主体的に捕獲する「計画的防除」の効果を上げるよう工夫するとともに、市民に檻を貸し出し捕獲する生活被害防除にも力を入れることで、特定外来生物の対策を進める。

し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る施設の運転及び維持管理を適切に行う。